

【フィリピン】商標規則改正案についてのパブリックコメント募集（8月31日まで）について

2020年8月6日

ジェトロ・シンガポール事務所

フィリピン知財庁（IPOP HL）は、商標規則改正案についてのパブリックコメントを8月31日まで募集すると発表した。

主な改正点は以下の通り：

207条：商標使用宣誓書等の適時提出がない場合の規定の改正。

405条：旧版の分類でなされた出願の職権訂正に関する規定の改正。

500条、700条：出願費用についての規定を追加、整理。

501条：出願日の認定に関する規定の改正。

606条、612条：応答期間とその延長に関する規定の改正。

情報公開日

2020年8月4日

URL等

<https://www.facebook.com/IPOP HL/photos/a.127946453920468/3143161462398937/?type=3&theater>

https://drive.google.com/file/d/1UJ9pyx11wQMqB_6HkGmk6UjdiiC402ob/view

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。